

## 生徒納付金返金規程

AFC 国際学院の生徒納付金返金規程を次のように定める。

### (目的)

第1条 この規定は、AFC 国際学院（以下「本学」という。）が入学を許可した者で、かつ留学ビザ申請をしている者に関する生徒納付金等（以下「納付金」という。）の返金に関する事項について定めるものとする。

### (原則)

第2条 本学が定めた手続きを経て承認された場合、以下の返金規程に基づいて返金処理が行われる。

### (返納方法)

第3条 学生納付金の返金は、学生本人もしくは経費支弁者、または提携仲介機関を通して行われる。

2 学生納付金の返金の際にかかる振込手数料は、受取人の負担とする。

### (事務手数料)

第4条 本規程における事務手数料①とは、法務省出入国在留管理庁への報告文章作成及び報告時の通信費、これに関わる人件費をいう。事務手数料は11,000円（税込み）とする。

2 本規程における事務手数料②とは、法務省出入国在留管理庁への報告文章作成及び報告時の通信費、これに関わる人件費、帰国確認等にかかる通信費、クラス編成や講師手配に係る人件費をいう。事務手数料は33,000円（税込み）とする。

### (返納処理)

第5条 査証（ビザ）申請書類提出後、辞退の場合

- (1) 入学検定料は返金しない。
- (2) 事務手数料①がかかる。

2 「在留資格認定証明書」交付後で納付金支払い後、辞退の場合

- (1) 入学検定料及び入学金は返金しない。
- (2) 「入学許可証」及び「在留認定資格認定証明証」を本学に返却後、(1) 以外の納付金を返金する。
- (3) 事務手数料①がかかる。

3 査証（ビザ）を取得した後、来日前に入学を辞退した場合

- (1) 入学検定料及び入学金は返金しない。
- (2) 「入学許可証」を本学に返却及び「旅券に添付された査証（ビザ）に取消印のあるページ」の複写の提出後、(1) 以外の納付金を返金する。

- (3) 事務手数料①がかかる。
- 4 日本大使館・領事館より査証（ビザ）発給が拒否された場合
  - (1) 入学検定料及び入学金は返金しない。
  - (2) 「入学許可証」を本学に返却及び「在外公館において査証が発給なかったことの証明資料」の提出後、(1)以外の納付金を返金する。
  - (3) 事務手数料①がかかる。
- 5 査証（ビザ）を使用して来日し、入学前に辞退する場合
  - (1) 入学検定料及び入学金、教材費、総合保険、健康管理費は返金しない。
  - (2) 「入学許可証」を本学に返却及び、その他本学が指示する書類を提出後、(1)以外の納付金を返金する。
  - (3) 事務手数料②がかかる。
- 6 来日が遅れた場合
  - (1) 納付金は返金しない。
  - (2) 事務手数料はかからない。
- 7 入学後に日本国内の学校に進学することを理由に退学する場合
  - (1) 授業料以外の納付金は返金しない。
  - (2) 「退学届け」の提出及び「日本国内の進学先の学生証」その他本学が指示する書類を提出後、退学が決まった翌月から月単位で計算し、未受講授業料分の50%を返金する。
  - (3) 事務手数料②がかかる。
- 8 入学後に就職等の理由で退学し日本国内に留まる場合
  - (1) 授業料以外の納付金は返金しない。
  - (2) 「退学届け」の提出及び「在留資格変更後の在留カード」その他本学が指示する書類を提出後、退学が決まった翌月から月単位で計算し、未受講授業料分の50%を返金する。
  - (3) 事務手数料②がかかる。
- 9 入学後に法律を破り強制送還された場合や退学処分となった場合
  - (1) 納付金の返金はしない。
  - (2) 事務手数料②がかかる。
- 10 入学後に自己都合で退学し帰国する場合
  - (1) 授業料以外の納付金は返金しない。
  - (2) 「退学届け」の提出及び「再入国許可書及びみなし再入国許可を受けず出国港で出国承認を受け、無効となった在留カード及び出国日のわかるパスポートのページ」その他本学が指示する書類を提出後、退学が決まった翌月から月単位で計算し、未受講授

業料分の50%を返金する。

(3) 事務手数料②がかかる。

11 天災・疫病等、本学の責めによらない事由により授業ができなかった場合

(1) 納付金の返金はしない。

(2) 事務手数料はかからない。

(その他の料金)

第6条 本規程における納付金以外に発生するその他の返金については別に定める。

(附 則) 本規定は、令和5年4月1日より施行する。

本規程の一部を改定し、令和8年4月1日から施行する。

本規程は、日本語を成文とする。